



2019年4月22日

各位

会社名 ピクセルカンパニーズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉田 弘明  
(コード番号：2743 JASDAQ)  
問合せ先 取締役管理本部長 山元 俊  
(TEL. 03-6731-3410)

## 第8回新株予約権の行使期間の変更に関するお知らせ

当社は、2019年4月22日開催の取締役会において、当社が2018年4月25日に発行いたしました当社第8回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の行使期間の延長を承認する旨の決議を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本新株予約権の行使期間延長の理由

当社は、当社第8回新株予約権を2018年4月25日に発行いたしました。が、市場環境や当社業績等の影響を受けて、2018年12月12日以降の当社株価が行使価額の303円を下回って推移していることから、本日時点において新株予約権7,200個（発行新株予約権は30,000個）が未行使の状況であります。

本新株予約権の行使期限が2019年4月24日に到来するに際し、当社は、2019年1月22日付「資金使途変更に関するお知らせ」にて変更した未充当の資金使途へ充当するための資金を継続して必要としていることから、本新株予約権者であります後方支援投資事業組合と協議を進めた結果、後方支援投資事業組合からは、引き続き、当社事業にご協力を頂けるとともに、銀行借入等の他の資金調達手段と比較した場合には、別途金利や手数料の費用負担が発生してしまうことから、調達コスト等において優位性があるため、本新株予約権の行使期間を延長することが当社の事業・財務戦略上最善と判断し、今般、新株予約権者との間で協議の結果、合意に達したものであります。

#### 2. 新株予約権の発行価額の変更について

今回の新株予約権の行使期間を当初の1年間から2年間に延長するに際し、当社経営者から独立した専門の第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表者 能勢 元）に依頼いたしました。

算定機関は、本第8回新株予約権の発行要項及び行使期間の延長、2018年4月6日時点における本新株予約権発行に関する取締役会決議に先立つ当社普通株式の株価（336円）、行使価額（303円）、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート $\Delta$ 0.150%）、ボラティリティ48.56%及び1日当たり平均売買出来高（10%）の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2018年4月25日から2020年4月24日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、1年間延長された第8回新株予約権の公正価値を432円（1株当たり4.32円）と算定いたしました。

なお、算定機関は当社第8回新株予約権の条件変更に対する算定手法として、過去に遡って条件変更されたとの前提を置いて算定しております。

当社はこの算定結果に基づき、当該算定が新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法（モンテカルロ・シミュレーション）で算定されていることから、適正かつ妥当であり有利発行には該当しないこと、また、払込価額である480円を上回っていないことから追加の払い込みの必要性はなく、本新株予約権の期間延長は割当先への利益供与にも該当しないと判断いたしました。また、当社監査役3名（うち2名は社外監査役）全員より資金調達の実現性に関する判断は妥当であり、割当先への利益供与に該当するものではない旨の意見を受けております。

### 3. 本新株予約権の条件変更の内容

	変更前	変更後
(1) 本新株予約権の行使期間	2018年4月25日（本新株予約権の払込完了以降）から <u>2019年4月24日</u> までとする。	2018年4月25日（本新株予約権の払込完了以降）から <u>2020年4月24日</u> までとする。
(2) その他の条件	—	—

#### 【ご参考】第8回新株予約権

(1) 割当日	2018年4月25日
(2) 新株予約権の総数	30,000個
(3) 新株予約権の発行価額	1個当たり480円
(4) 当該発行による潜在株式数	当社普通株式3,000,000株
(5) 行使価額	303円（固定）
(6) 割当先及び割当方法	後方支援投資事業組合に対する第三者割当方式
(7) 未行使の新株予約権の数	7,200個（720,000株）

### 4. 今後の見通し

本新株予約権の行使期間の延長による当社業績への影響は、新株予約権の行使状況によりませんが、当社の業績向上及び企業価値の向上に寄与するものと考えております。将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定です。

なお、当社は、2019年3月4日に第9回新株予約権を発行し、第8回新株予約権と同じ割当先である後方支援投資事業組合に割り当てておりますが、第8回新株予約権と第9回新株予約権の行使の順序性について割当先に確認したところ、割当先は当社の株価水準によって行使可能と判断した新株予約権を随時行使する意向であるため、行使の順序性については、同順位であるとのことでした。

以上